

共生社会の実現を目指して

認知症基本法が施行開始

認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望をもって暮らすことができるようになるために、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」通称「認知症基本法」が成立し、今年1月1日から施行されました。全37条からなり、国や地方公共団体、国民の責務などについての条文もあり、これからは行政を通じて認知症の人が社会で活躍するための基盤を作っていくことが強く求められるようになりました。

基本理念を実現するための基本施策

本法令では6つの基本理念を掲げ、それを実現するための基本的施策、①認知症に関する教育の推進②生活におけるバリアフリー化推進③社会参加する機会の確保④予防への取り組み⑤保健医療・福祉サービス提供体制の整備⑥相談体制の整備⑦研究の推進⑧施策策定に必要な調査の実施⑨多様な主体の連携⑩国際協力が記載してあります。

認知症の人が希望を持って暮らせる社会

令和7年には高齢者の5人に1人が認知症患者になるとも言われています。認知症になることはマイナスなことだと考えられがちですが、認知症の人が希望をもって暮らせる社会をつくることができれば、認知症になることを悲観的に考える人も少なくなります。認知症の人も認知症でない人も、お互いに支えあいながら生きていく環境を作ることが、超高齢社会を迎える我が国を誰もが生きがいを持って生きていける活力ある国とすることができるために重要なことです。

認知症に対する正しい知識と理解

そのためにも、本法令を通じて、国民ひとりひとりが、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人に対しする理解を深め、そして、誰もが適切な行動を取れるようになることで、お互いを支えあう共生社会を実現することが重要です。

環境整備は政府と地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は重要です。適切な医療、福祉、介護のサービスを提供し、認知症となってもできるだけ今までと変わらない生活を維持し、その尊厳を守る環境を整備せねばなりません。また、地域の人々への啓発や相談の場をより積極的に作っていかねばなりません。政府は施策が確実に遂行されるように積極的に財政支援を行うことを求められています。

尊厳を持って最期まで暮らしていく

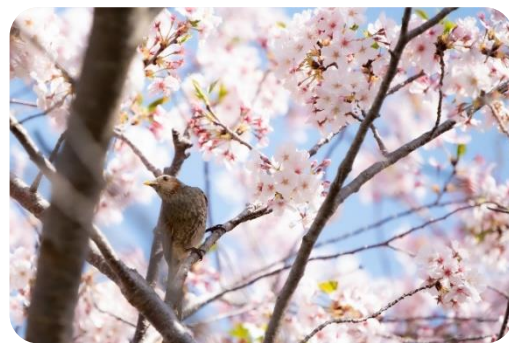
認知症の人や介護をする人、そして認知症でない人も、誰もが希望をもって暮らせる社会を作ることがこれから超高齢社会に求められています。

本令の施行により、認知症になることを必要以上に恐れるのではなく、認知症を「自分ごと」としてとらえ認知症になったとしても「尊厳を持って最期まで穏やかに安心して暮らしていける」そんな時代となることを期待しています。

大村市の認知症施策

大村市では以下の支援事業を行っています。

- ・大村市徘徊 SOS ネットワーク事業
- ・高齢者等の見守りに関する連携協定
- ・認知症総合相談センター・認知症初期集中支援チーム設置
- ・認知症あんしん相談ガイドブック(認知症ケアパス)
- ・認知症サポーター養成事業
- ・認知症支援リーダー養成研修
- ・認知症ほっとライン事業所の設置
- ・大村市若年性認知症のつどい
- ・徘徊高齢者 GPS 貸与事業



医心伝心

本号にて毎月の定期発刊は終了いたします。今後は不定期な発刊とはなりますがご愛読の程お願いもうしあげます。医療・介護に関するお困りごとやご相談がございましたらいつでも遠慮なく医師会までご相談ください。今後もしよろしくお願ひ申し上げます。